

令和2年7月16日
大阪市北区中崎西2-4-12
梅田センタービル
ダイキン工業健康保険組合

| 常務理事 | 事務長 | 担当 |
|--------|--------|--------|
| 新 開 | 吉 田 | 吉 良 |

担当：吉良（TEL 06-6373-4300）

「令和2年7月豪雨」で被災された方への健保組合の対応について

このたびの災害により被災された方には、心よりお見舞い申し上げます。

内閣府による災害救助法および厚生労働省の指示に基づき「令和2年7月豪雨」により被災された被保険者・被扶養者に対して、健保組合として下記の対応を行います。

1. 健康保険組合の対応

- (1) 医療機関等での窓口負担金を、災害救助法の法適用日から令和2年10月末日まで免除。
- (2) 健康保険証を紛失された場合の再発行手数料（1,000円）の免除。
- (3) 任意継続保険者の保険料の納付期限の猶予。

2. 適用市町村、及び、法適用日

添付の『令和2年7月3日から大雨による災害にかかる災害救助法の適用について』を、ご参照ください。

3. 該当条件

住家の全半壊、全半焼の被災を受けた方

4. 手続き方法

(1) について

- 添付①の「健康保険一部負担金等免除申請書」に必要事項を記載のうえ、証明書類（罹災証明書など）を添付し、健保組合へ送付ください。審査後に「一部負担金免除証明書」を送付しますので、医療機関窓口に提示ください。
- 「一部負担金免除証明書」の入手前に、医療機関等で治療を受けられた場合は、添付②の「健康保険一部負担金等還付申請書」に領収書を添付のうえ、健保組合へ送付ください。審査後に、支払済みの一部負担金を、健保組合より支給いたします。

(2) について

添付③の「(自然災害用)滅失届・再交付申請書」に必要事項を記載のうえ、健保組合へ送付ください。審査後、新しい健康保険証を送付いたします。

(3) について

健保組合までお問い合わせください。個別に対応させていただきます。



7月14日07時00分公表

令和2年7月14日
内閣府（防災担当）

令和2年7月3日から大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第9報】

1. 災害の概要

令和2年7月3日から大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、全国で6県61市町村にそれぞれ災害救助法の適用を決定した。

| | 自治体名 | 市 | 町 | 村 | 計 |
|------|------|-----------|-----------|----|-----------|
| 1 | 長野県 | 4 | 4 | 6 | 14 |
| 2 | 岐阜県 | 6 | 0 | 0 | 6 |
| 3 | 福岡県 | 4 | 0 | 0 | 4 |
| 4 | 熊本県 | <u>9</u> | <u>12</u> | 5 | <u>26</u> |
| 5 | 大分県 | 2 | 2 | 0 | 4 |
| 6 | 鹿児島県 | 6 | 1 | 0 | 7 |
| 6県合計 | | <u>31</u> | <u>19</u> | 11 | <u>61</u> |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|---|------|--|---------------------|
| <p>【長野県】</p> <p>松本市 (まつもとし)</p> <p>飯田市 (いいたし)</p> <p>伊那市 (いなし)</p> <p>安曇野市 (あづみのし)</p> <p>上伊那郡宮田村 (かみいなぐんみやだむら)</p> <p>下伊那郡阿南町 (しもいなぐんあなんちょう)</p> <p>下伊那郡阿智村 (しもいなぐんあちむら)</p> <p>下伊那郡下條村 (しもいなぐんしもじょうむら)</p> <p>下伊那郡売木村 (しもいなぐんうりぎむら)</p> <p>木曾郡上松町 (きそぐんあげまつまち)</p> <p>木曾郡南木曾町 (きそぐんなぎそまち)</p> <p>木曾郡王滝村 (きそぐんおうたきむら)</p> <p>木曾郡大桑村 (きそぐんおおくわむら)</p> <p>木曾郡木曾町 (きそぐんきそまち)</p> <p>【岐阜県】</p> <p>高山市 (たかやまし)</p> <p>中津川市 (なかつがわし)</p> <p>恵那市 (えなし)</p> <p>飛騨市 (ひだし)</p> <p>郡上市 (ぐじょうし)</p> <p>下呂市 (げろし)</p> | 7月8日 | 令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 | 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用 |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|---|------|--|---------------------|
| 【福岡県】 大牟田市 (おおむたし) 八女市 (やめし) みやま市 (みやまし) 久留米市 (くるめし) | 7月6日 | 令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 | 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用 |
| 【熊本県】 八代市 (やつしろし) 人吉市 (ひとよしし) 水俣市 (みなまたし) 上天草市 (かみあまくさし) 天草市 (あまくさし) 葦北郡芦北町 (あしきたぐんあしきたまち) 葦北郡津奈木町 (あしきたぐんつなぎまち) 球磨郡錦町 (くまぐんにしきまち) 球磨郡多良木町 (くまぐんたらぎまち) 球磨郡湯前町 (くまぐんゆのまえまち) 球磨郡水上村 (くまぐんみずかみむら) 球磨郡相良村 (くまぐんさがらむら) 球磨郡五木村 (くまぐんいつきむら) 球磨郡山江村 (くまぐんやまえむら) 球磨郡球磨村 (くまぐんくまむら) 球磨郡あさぎり町 (くまぐんあさぎりちょう) | 7月4日 | 令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 | 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用 |

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|---|------|--|---------------------|
| <p>荒尾市 (あらおし)</p> <p>玉名市 (たまなし)</p> <p>山鹿市 (やまがし)</p> <p>菊池市 (きくちし)</p> <p>玉名郡玉東町 (たまなぐんぎよくとうまち)</p> <p>玉名郡南関町 (たまなぐんなんかんまち)</p> <p>玉名郡長洲町 (たまなぐんながすまち)</p> <p>玉名郡和水町 (たまなぐんなごみまち)</p> <p>阿蘇郡南小国町 (あそぐんみなみおくにまち)</p> <p>阿蘇郡小国町 (あそぐんおくにまち)</p> <p>【大分県】</p> <p>日田市 (ひたし)</p> <p>由布市 (ゆふし)</p> <p>玖珠郡九重町 (くすぐんここのえまち)</p> <p>玖珠郡玖珠町 (くすぐんくすまち)</p> | 7月6日 | 令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 | 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用 |
| <p>【鹿児島県】</p> <p>阿久根市 (あくねし)</p> <p>出水市 (いずみし)</p> <p>伊佐市 (いさし)</p> <p>出水郡長島町 (いずみぐんながしまちょう)</p> <p>鹿屋市 (かのやし)</p> <p>曾於市 (そおし)</p> <p>志布志市 (しぶしし)</p> | 7月4日 | 令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 | 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用 |

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

阿部、横田、森戸、柚上、山地

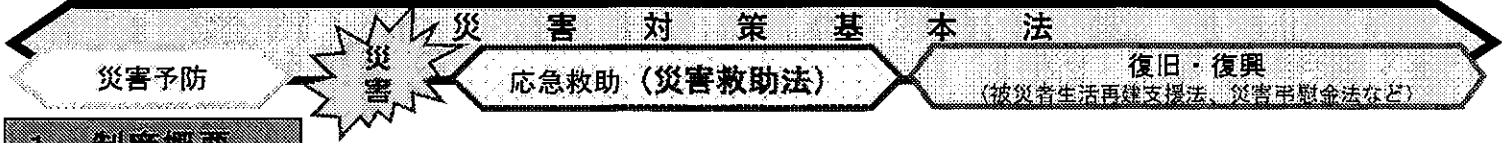
TEL 03-5253-2111（内線51276）

03-3503-9394（直通）

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応するための法律である。



1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「法定受託事務」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。
 - ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
 - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）

| | | 市町村（基礎自治体） | 都道府県 |
|-------------|-------|-------------------------|-------------------------------------|
| 救助法を適用しない場合 | | 救助の実施主体（基本法5条） | 救助の後方支援、総合調整（基本法4条） |
| 救助法を適用した場合 | 救助の実施 | 都道府県の補助（法13条2項） | 救助の実施主体（法2条） (救助実施の区域を除く（法2条の2）) |
| | 事務委任 | 事務委任を受けた救助の実施主体（法13条1項） | 救助事務の一部を市町村に委任可（法13条1項） |
| | 費用負担 | 費用負担なし（法21条） | 掛かった費用の最大100分の50（残りは国が負担）（法21条） |

2. 救助の種類、程度、方法及び期間

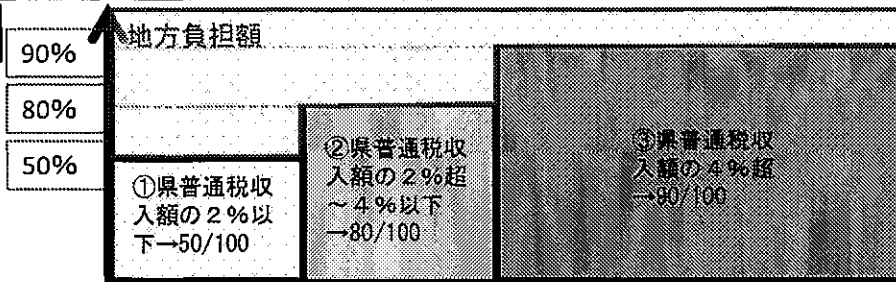
| | | |
|----------------------------|--------------------------------|----------------------|
| (1) 避難所の設置 (S22～) | (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 (S22～) | (9) 学用品の給与 (S22～) |
| (2) 応急仮設住宅の供与 (S28～) | (6) 医療及び助産 (S22～) | (10) 埋葬 (S22～) |
| (3) 炊き出しその他による食品の給与 (S22～) | (7) 被災者の救出 (S28～) | (11) 死体の捜索・処理 (S34～) |
| (4) 飲料水の供給 (S28～) | (8) 住宅の応急修理 (S28～) | (12) 障害物の除去 (S34～) |

- 一般基準：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準**（※）に従い、**あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。**（※平成25年内閣府告示第228号）
- 特別基準：**一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準**（※）を定めることができる。（※令第3条第2項）

3. 救助の基本5原則

| | |
|-----------|--|
| ○平等の原則 | 現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、等しく救助の手を差し伸べなければならない。 |
| ○必要即応の原則 | 応急救助は被災者への見舞制度ではない。画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行う。 |
| ○現物給付の原則 | 災害時は物資が不足し、調達も困難となり、金銭がほとんど用をなさないため、救助は現物をもって行う。 |
| ○所在地救助の原則 | ・発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要がある。このため、被災者の現在地において救助を行う。 ・旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その所在地を所管する都道府県知事が救助を行う。 |
| ○職権救助の原則 | 応急救助の性質からして、被災者の申請を待つことなく、都道府県知事はその職権によって救助を行う。 |

4. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
 国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円

健康保険一部負担金等免除申請書

| 被 保 険 者 証 | | 記 号 | | 番 号 | |
|-----------|-----|-----------------------------|-----|------|--|
| 被 保 険 者 | 氏 名 | | 男・女 | 生年月日 | |
| 被 扶 養 者 | 氏 名 | | 男・女 | 生年月日 | |
| 被 扶 養 者 | 氏 名 | | 男・女 | 生年月日 | |
| 被 扶 養 者 | 氏 名 | | 男・女 | 生年月日 | |
| 被 扶 養 者 | 氏 名 | | 男・女 | 生年月日 | |
| 被 扶 養 者 | 氏 名 | | 男・女 | 生年月日 | |
| 免除を申請する理由 | | 令和2年7月豪雨により、住家が全半壊（全半焼）したため | | | |

※ 申請書の欄には被保険者及び免除対象となる被扶養者を記入して下さい。
被保険者が免除対象者とならない場合は次の空欄をチェックして下さい。……………□

以上申請します。

令和 年 月 日

申請者（被保険者又は被扶養者）

住 所（居所）

氏 名

印

ダイキン工業健康保険組合理事長 殿

※ 下記については、証明書類の添付ができない方のみ記入してください。

| | |
|--------------------|--|
| 証明書類が添付できない理由 | |
| 住家の被害状況又は生計維持関係の状況 | |

(申請者の事業主、親類又は知人等関係者の方が記入してください。)

申請者 _____ の申立が正しいことを証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 _____
氏 名 _____ 印
申請者との関係 _____

ダイキン工業健康保険組合理事長 殿

● 申請する際、被保険者証を提出するとともに必要に応じて、以下の書類を添付してください。

罹災証明書・被災証明書の写し (罹災証明書の交付を受けることが困難な場合は、仮設住居入居契約書、一時使用住宅入居契約書等、家屋の全半壊若しくは全半焼を前提条件とする契約に係る書類)

健康保険一部負担金等還付申請書

| | | | | |
|---|---------------------|-----|------|-----------|
| 被保険者証 | 記号 | | 番号 | |
| 被保険者 | 氏名 | 男・女 | 生年月日 | 昭・平・令 . . |
| | 住所 | | | |
| 療養を受けた者 | 氏名 | 男・女 | 生年月日 | 昭・平・令 . . |
| 療養を受けた 保険医療機関等 | 名称 | | | |
| | 所在地 | | | |
| 療養を受けた期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 | | | |
| 保険医療機関等に対し支払った 一部負担金等の額 | | | | 円 |
| 還付を申請する理由（該当する番号に○を付けて下さい） | | | | |
| 1 一部負担金等を既に支払ったため 2 一部負担金等の免除等が受けられることを知らなかったため 3 一部負担金等免除証明書の交付が遅れたため 4 一部負担金等の免除申請をすることができなかったため 5 その他やむを得ない理由により、保険医療機関等の窓口で免除証明書の提出ができなかったため () | | | | |

（注）保険医療機関等で支払った額のうち、還付の対象となるのは一部負担金、入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額のみです。

以上申請します。

令和 年 月 日

申請者（被保険者又は被扶養者）

住所（居所）

氏名

印

ダイキン工業健康保険組合理事長 殿

